

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及びこれに基づく政令に定めるもののほか、本組合の監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期監査の期日)

第2条 法第292条において準用する法第199条第4項の規定による定期監査は、毎年5月から翌年2月までの間に行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(例月出納検査の期日)

第3条 法第292条において準用する法第235条の2第1項の規定による現金出納の検査は、毎月20日から25日までの間に行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(公表及び告示)

第4条 監査委員が行う公表及び告示は、紀南環境広域施設組合公告式条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、監査委員の職務の執行その他必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。